

寄附金に係る税制の優遇措置に関するご案内

本寄附金は、所得税法第 78 条第 2 項第 3 号及び法人税法第 37 条第 4 項に基づき財務大臣が指定した「特定寄附金」及び「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当することから、一定の手続きをしていただくことにより税制の優遇措置を受けることができます。

個人寄附者の方には、所得税の所得控除及び個人住民税の税額控除及び相続財産を公益法人などに寄附したときの特例について、また、法人寄附者の方には、法人税の損金算入についてご案内致しますので、こちらを参考にお手続いただけますと幸いです。

なお、いずれのお手続きに関しても長野県立病院機構が発行する寄附金品領収証明書が必要になることから、本案内と共に大切に保管いただきますようお願いいたします。

○個人寄附者の方へ（所得税及び個人住民税及び相続税に関するご案内）

本寄附金は、特定寄附金として税務署に当該年の確定申告をしていただくことにより所得税の寄附金控除が受けられます。また、長野県に住所を有する寄附者の方はあわせて個人県民税（一部市町村においては個人市町村民税を含む）の寄附金税額控除の適用を受けることができます。確定申告のお手続きの際には、長野県立病院機構が発行する寄附金品領収証明書が必要になります。

また、長野県立こども病院は、相続や遺贈によって取得した財産を寄附した場合、寄附した財産が相続税の対象とならない「特定の公益法人」に該当します。

○法人ご担当者の方へ（法人税に関するご案内）

本寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として税務署に当該年の確定申告をしていただくことにより、寄附金額の損金算入が可能です。確定申告のお手続きの際には、長野県立病院機構が発行する寄附金品領収証明書が必要になります。

長野県立こども病院への寄附は、一般寄附金の損金算入と別枠で損金算入が認められているため、次に掲げる「特定公益増進法人への特別損金算入限度額」と「一般寄附金

（裏面もご覧ください）

の損金算入限度額の合計額の範囲内であれば本寄附金額全額の損金算入が可能となります。

「特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額」

$(\text{資本金等の額}(\ast) \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

+

「一般寄附金の損金算入限度額」

$(\text{資本金等の額}(\ast) \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 2.5\%) \times 1/4$

※資本金等の額は、資本の金額と資本積立金の合計額。事業年度が1年未満の法人は、資本金等の額を月数割（当期の月数÷12）する。

なお、長野県立こども病院以外の特定公益増進法人（独立行政法人や日本赤十字社など）への寄附金がある場合は、これらの寄附金とあわせ、「特定公益増進法人への特別損金算入限度額」と「一般寄附金の損金算入限度額」の合計額の範囲内で損金算入が可能となります。

【本寄附金に関する照会先】

長野県立こども病院総務課総務係 TEL 0263-73-6700（代表）

【その他各お問い合わせ先】

所得税及び法人税及び相続税：最寄りの税務署

個人県民税：長野県総務部税務課総務係 TEL 026-235-7046（直通）

個人市町村税：各市町村税務担当窓口